

昭和二十五年五月中官報物価号外目録

自第廿九号
至第廿九号

凡例
件名上の数字は告示番号
()内の数字は上段は頁数、下段は日
作名下の数字は別外番号

告 示

●農林省 物価庁

- 四 昭和二十四年度産大麦、はだか麦及び小麦の政府買入価格並びにその麦の代替として売渡されるそば豆、えん豆、えん麦及びライ麦の政府買入価格改正 (一七)
- 五 昭和二十四年度産大麦、はだか麦、小麦、そば豆、えん豆、えん麦及びライ麦を米穀の代替として売渡した場合の政府買入価格指定 (一三)
- 六 昭和二十四年度産大麦、はだか麦、小麦、そば豆、えん豆、えん麦及びライ麦を米穀の代替として売渡した場合の政府買入価格改正 (一三)
- 七 昭和二十四年度産大麦、はだか麦、小麦、そば豆、えん豆、ライ麦及びえん麦の政府買入価格改正 (一三)
- 八 昭和二十五年産度及び昭和二十六年産度に適用する水稲の基準共済掛金率及びその負担区分、標準被害率、通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率並びに超異常共済掛金標準率指定 (一三)
- 一 通商産業省、物価庁
アルコールの政府賠償価格及び売渡価格の統制額指定 (一六)
- 二 電気通信省、物価庁
国電電話通話料金の件の一部改正 (一〇)

●物価庁

- (主要食品)
- 三三九 清酒及び合成品酒の販売価格の統制額の一部改正 (一六)
- 三三〇 飼料等の販売価格の統制額指定 (一六)
- 三四六 穀類の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 三四七 碎米、屑米及びびいなの販売価格の統制額指定 (一〇)
- (生鮮食品)
- 三三八 国内産原皮の販売価格の統制額改正 (一六)
- 三三三 アンゴラ兔毛同上 (一六)
- (特産物)
- 三三四 生物学的製剤の検査手数料廃止 (一六)
- 三三五 動物用医薬品等(生物学的製剤)の販売価格の統制額廃止 (一六)
- 三三七 昭和二十四年度以降はつづ同 (一六)
- 三四四 家用除虫菊製品同上 (一〇)
- 三四九 農薬薬剤(水和硫黄剤等)同上 (一〇)
- 三五五 農林水産物放鼠殺の販売並びに回収価格の統制額廃止 (一六)
- (動力)
- 三五〇 特殊規格石油の統制額の一部改正 (一〇)
- (金銀)
- 三三三 金地金及び銀地金の買上価格並びに売拂価格の統制額の一部改正 (一六)

- 三三三 貴金属類同上 (一六)
- 三三六 螢石の販売価格の統制額廃止 (一六)
- 三三一 銻鉄普通圧延鋼材及びその半製品の販売価格の統制額の一部改正 (一六)
- 三三七 砒化鐵の硫黄分の販売価格の統制額指定 (一〇)
- 三五一 統制額指定(食料品雜詰用空罐及び同蓋の販売価格の統制額等) (一六)
- (化学製品)
- 三三三 肥料用塩化アンモニウム、硝酸安、千代田化成肥料の販売価格の統制額指定 (一六)
- 三三八 リノリウム、リノタイプ及びブリノリウム特製欄同上 (一三)
- 三四四 統制額指定(新製棟瓦及び研製モルタルの販売価格の統制額等) (一三)
- 三五七 石綿製品の販売価格の統制額指定 (一三)
- 三五八 アルコールの普通売捌人及び小売人同上 (九六)

- (繊維品)
- 三三三 足袋裏表加工賃の統制額指定 (一〇)
- 三三三 昭和二十四年度第三・四半期以降に刺当てられた原棉により生産された綿糸によつて製織された綿織物の染色等加工賃の統制額指定 (一六)
- 三三五 米電推下げ中古衣類の販売価格の統制額指定 (一六)
- 三三九 表生地に綿織物その他綿糸による製品を原料として使用した足袋の販売価格の統制額の一部改正 (一六)
- 三四〇 英濠軍推下げ中古衣類同上 (一六)
- 三四一 昭和二十四年度第三・四半期以降に刺当てられた原棉により生産された綿糸を使用した輸出品規格による綿織物同上 (一三)
- 三四二 昭和二十四年度第三・四半期以降に刺当てられた原棉により生産された綿糸を使用した綿織物同上 (一三)
- 三四三 昭和二十四年度第三・四半期以降に刺当てられた原棉により生産された綿糸によつて製織された綿織物の絞括及び絞染加工賃の統制額指定 (一三)
- 三四四 綿糸の販売価格の統制額の一部改正 (一三)
- 三四四 昭和二十四年度第三・四半期以降に刺当てられた原棉により生産された綿糸を使用した綿織物同上 (一三)
- 三四六 織出不適格綿タールの販売価格の統制額指定 (七三)

- (工業品)
- 三三六 皮革製品の販売価格の統制額等廃止 (一〇)
- 三四八 医薬品(細菌製剤等)の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 三五九 船舶貨物検査料の統制額指定 (一〇)

5-8